新型コロナウイルス感染症対応支援事業のお知らせ

新得町特別支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが大きく減少している中でも感染防止に努めながら町内雇用を守り継続営業している事業者を支援します。内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

	年間売上げ減少事業者	期間売上げ減少事業者
支援対象	主として来店者対応するサービス（飲食業、宿泊業、体験・観光業、小売業、旅客運送業、これらの事業者との取引を主としている事業者及びその他対面客サービス業）と医療施設（歯科を含む）を運営する事業者を対象とする。	
支援基準	新型コロナウイルスの発生が国内で確認された令和２年１月以降を含む事業年度とその前年の事業年度を比較して、年間の売上げが３０%以上減少した事業者とする。	新型コロナウイルスの影響により令和３年３月～５月と平成３１年３月～令和元年５月の期間の月ごとの売上げ減少率の合計４０%以上の事業者とする。 例：３月１０%減、４月２０%減、５月１０%減、合計４０%減
基準単価	令和３年４月１日に在籍する従業員１名当たり５０，０００円とし、事業主や役員も業務に従事している場合は従業員数に算入可とする。ただし、１００名を上限とする。	令和３年４月１日に在籍する従業員１名当たり２５，０００円とし、事業主や役員も業務に従事している場合は従業員数に算入可とする。ただし、１００名を上限とする。
加算措置	減少幅が４０%以上の場合は２割、５０%以上の場合は３割を加算する。	減少幅が５０%以上の場合は２割を加算する。

《提出する書類》

１．交付申請書兼実績報告書
２．従業員名簿、賃金台帳等従業員数がわかる書類
３．それぞれの対象期間の売上げがわかる書類（確定申告書、事業決算書の写し等）
４．（支援対象の下線部の事業者のみ）取引関係を証するものや事業内容がわかる書類
５．宣誓・同意書
６．補助金振込先口座の通帳の写し

《支援の条件》

令和３年４月１日からの１年間で２００日以上営業し、かつ事業を継続すること。なお、国及び北海道が新型コロナウイルス感染拡大蔓延防止等の措置を講じた場合は、その措置に準拠した対応を可とする。

※新得町が実施する「社会福祉施設等新型コロナウイルス感染防止支援事業交付金」と重複して申請することはできません。

内容や申請方法などについてご不明な点は下記の連絡先までご連絡ください。

産業課商工労働係　電話　　６４－０５２２
メール　syoukou@town.shintoku.hokkaido.jp
（産業課商工労働係）